

児童福祉法の目的・理念(その1)

児童福祉の理念

※ 児童福祉法第1条から第3条については、昭和22年の制定当初から改正されていない。

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(第1項：児童を健全に育成する義務)

- 児童は未完成の社会的な弱者として基本的人権が保護されるべきであり、児童が将来の社会を担うべきものであるという社会的意義を認め、国民が、それぞれの立場において育成に責任を負っていることを明らかにしたもの。
 - ・「心身ともに健やかに生まれ」：児童の健全な出生及びその前提としての母体の保護等を意味する。
 - ・「心身ともに健やかに育成され」：児童が生まれてから成人に達するまでの間、心身ともに健全に成長するよう親をはじめ周囲のすべてが努力しなければならないことを意味する。

(第2項：児童の権利)

- 第1項に対応し、すべての児童がひとしくその生活を保障され、愛護される権利を有することを宣言、確認する規定である。
- 児童は、親に対してのみでなく、国及び地方公共団体に対しても上記の権利を有するものである。ただし、本条はプログラムの規定であり、請求のためには具体的に法令に定められていることが必要である。〔憲法第25条第1項※に照応。〕
 - ※憲法第25条第1項－すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
 - ・「ひとしく」：児童も一人の人間として尊重され、平等に権利を有することを意味する。
 - ・「愛護」：国及び地方公共団体により、「福祉をはかれる」ことをも意味する。

児童福祉法の目的・理念(その2)

児童育成の責任

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

- 児童の福祉を図る責任を持つ者を示した規定である。
- 児童は成人と違い心身ともに未成熟であって、みずからを守ることが十分にできないため、国家はすべての児童の健全な育成に積極的な力を注ぐ責任があるとされるものである。〔憲法25条第2項※に照応。〕
※憲法25条第2項－国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 親など児童に対して親権を行使する者は、民法によりその責任が定められているが、それだけでは不十分であるため、児童を現に監護している「保護者」(※)と国及び地方公共団体に対して、児童の福祉に対する責任を負わせたものである。
※民法上の親権を行う者でない者についても、児童を現に監護していて、親権を行う者と同様に大きな影響力を持つ場合があるので、本法はこれらの者についても保護者としてとらえ、これに児童の健全な育成に対する責任を負わせたものである。
 - ・「保護者とともに」：保護者が公の機関に相談し援助を求めた場合又は児童の健全な育成のできない保護者を発見した場合に保護者を援助し、これらによっても保護者が児童の健全な育成をできないときは、保護者にかわって国や地方公共団体が直接児童の保護に当たることを意味する。

原理の尊重

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

- 第1条及び第2条の児童福祉の原理が、児童福祉法だけでなく、児童に関するすべての法令(※)の指導原理である重要な地位を有し、児童に関するすべての法令の施行に際し、尊重されなければならないことを明らかにしたものである。
※児童福祉のほか、社会福祉、医務・公衆衛生、教育、労働などに関する法律をいう。

児童虐待防止法の目的・理念(その1)

目的

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

- 児童虐待は、家庭におけるしつけとは異なり、親権や親の懲戒権によって正当化されず、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれがあるもの。
- 児童相談所への虐待相談件数が年々増加の一途をたどるなど、児童虐待に関する問題が深刻化しており、児童虐待の早期発見・早期対応及び児童虐待の被害を受けた児童の適切な保護や自立支援を行うことが喫緊の課題となっている。
- こうした児童虐待問題の早期解決の緊急性に鑑み、児童虐待の防止等に関する施策（※）を促進し、もって児童の権利利益を擁護することを目的とするもの。

※児童虐待の防止等に関する施策として、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を規定。

児童虐待防止法の目的・理念(その2)

児童に対する虐待の禁止

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

- 保護者による児童虐待の場合にとどまらず、そもそも本来保護すべき児童に対して何人も虐待行為をすることは許されないという根底を流れる考え方を規定したもの。
- 本条でいう「虐待」には、保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を含むもの。例えば、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪など刑法上の罪等は当然含まれる。

児童虐待防止法の目的・理念(その3)

国及び地方公共団体の責務等

- 第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

（第1項：体制整備）

- 国及び地方公共団体は、児童虐待の発生予防から被虐待児童の自立支援まで、各段階における適切な対応（児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を含む。）のため、関係機関等や民間団体との連携を強化するなど、児童虐待問題に適切に対処できるような体制の整備に努めなければならないもの。

（第2項及び第3項：研修等の必要な措置）

- 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、医師など児童の福祉に職務上関係のある者が、児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるもの。
- 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的な知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材確保と資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずるもの。

児童虐待防止法の目的・理念(その4)

国及び地方公共団体の責務等

第4条

- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(第4項：啓発活動)

- 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資する観点から、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないもの。

(第5項：調査研究及び検証)

- 国及び地方公共団体は、死亡事例などの重大な事件の再発を防止するため被虐待児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について分析（検証）するとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方などの児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うもの。

(第6項)

- 民法上、親権は権利である同時に義務であるとされ、また、親権の行使と児童の権利利益は整合的である必要があることに鑑み、児童の親権を行う者は、児童の健全育成に第一義的責任を有するとともに、親権の行使に当たって、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないもの。

(第7項)

- 児童虐待の防止を含め児童の健全な成長を図るためにはその基本的な養育単位としての家族が良好な関係を保って存在することが重要であるとともに、地域において互いに助け合いながら児童の健やかな成長を見守るための近隣社会の連帯が求められていることを国民一人一人が再認識することを目的とするもの。